

羽州街道

楨下宿

宿場町の面影を今に…

歴史的背景

羽州街道は、福島県の北方桑折で奥州街道と分かれ、宮城県の七ヶ宿を通り、上山・山形・新庄・久保田・弘前などの城下町を結んで青森に達している。

この街道は参勤交代の道として、地元の上山藩をはじめ久保田藩・庄内藩など13藩の大名や多くの旅人が往来し、物資が運ばれた。

楨下宿は、羽州街道を宮城県側から入る場合には、七ヶ宿を経て金山峠を越えたところにあり、最初の本陣を中心とした宿駅であった。

◆江戸時代、参勤交代のため楨下宿を通行した諸藩



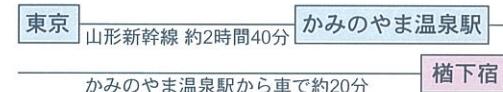
表紙の色は、藤井松平家(上山藩)が馬印に使用した猩々緋色
であり、同家の家紋である埋酢漿をあしらいました。

交通のご案内

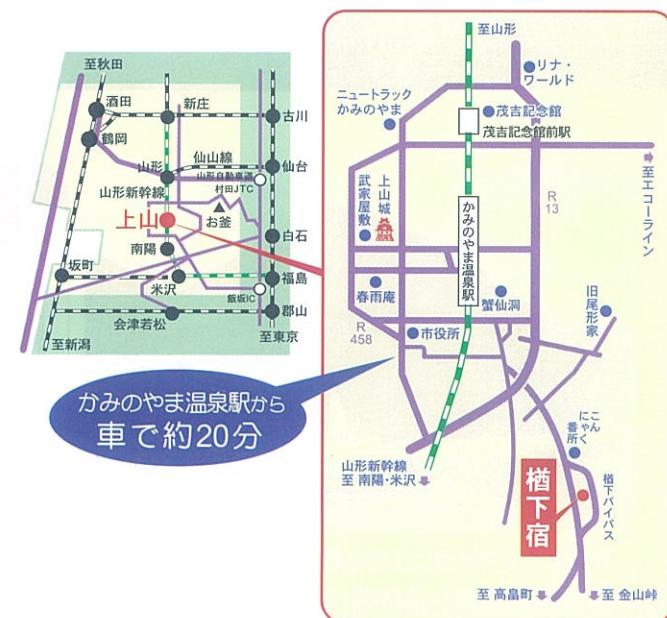
【お車をご利用の場合】



【山形新幹線をご利用の場合】



【山形空港をご利用の場合】



羽州街道の宿駅 楢下宿

楢下は藩政時代、青森・久保田・山形の諸大名13藩の参勤交代の宿駅として、本陣・脇本陣・問屋・旅籠屋・茶屋などを備えて賑わい、羽州街道の要衝であった。

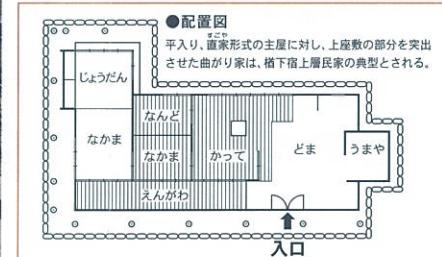
楢下宿は金山峠を越えて出羽国に入り初めての本陣を有する宿場で、宿頭から宿尻にかけて新町・下町・横町・上町と続く4町からなるが、この中で下町は宿場の中心であった。ここには本陣・問屋を務めた「滝沢屋」をはじめ、脇本陣・準本陣に相当する「庄内屋」「秋田屋」とともに「滝沢屋」が街道の東側に並んでいた。新町は宝暦7年(1757)の大洪水の後で新たに割り出された町並であるが、以後幕末まで基本的には構成に変化はなく、宿場内の道路は鉤形(コの字)に曲折していたが、明治13年(1880)石造の新橋、さらに同15年に観橋が架けられ、その翌16年には上町から新町へ直通する新道が開削されて、町形もコの字から口の字に変わった。そのため下町・横町は、新しい道から外れた存在となり、閑静な町並として最近まで古民家遺構も比較的多く残されていた。

滝沢屋に残っている天保年間の「旅籠取扱帳」によれば、各藩の家中や出羽三山詣での行者、その他商人らの宿泊した記録もあり、また昭和44年の秋、宿場風景取材のため楢下を訪問した画家の向井潤吉が、滝沢屋で「秋惜しむ楢下の宿やどじょう汁」の俳句を詠んでいる。

なお、この地域は平成9年9月11日に「史跡 羽州街道 楢下宿・金山越」として国の史跡に指定されている。



滝沢屋



丹野家は江戸時代に庄屋を務めた由緒ある家柄で、屋号を「滝沢屋」と称し、「滝沢諸白」という銘銘酒の造り酒屋でもあり、脇本陣、また旅籠屋として、大名や上級武士の宿泊、休息に利用され、その宿札が残されている。

建築年代は明らかではないが、宝暦7年(1757)楢下の大水害以後の建築で、約250年を経過した建物であると推測されている。今に残る同地の「庄内屋」とともに、下町における本格的な宿泊施設であり、保存状態も良好で、貴重な遺構建造物として平成7年12月8日山形県の有形文化財に指定された。

滝沢屋(旧丹野家)は街道に沿って主屋の棟の線を平行に置いた形の平入り、直家形式の主屋に対し、上段が上手の奥に張り出し曲がり家となっている。上手の上・下の連続した座敷に続いて、表側に中間、裏側に納戸を配し、下手に広い勝手が設けられている。いわゆる「広間型三間取」構成の上手に正・次座敷による客座敷が付いた形であるが、この2座敷に統いて中間が鉤形に連続し、3座敷が統けて利用でき、客人が多勢の時は勝手まで使用できるようになっている。

主屋棟の柱首梁の長さは3間半、建物の前面に広縁を設けているが、上家(柱首梁)の中に取り込まれている。広縁の外側は土庇式の「小馬屋」となり、前面には「蔀」を備えている。



●利用案内

開館時間：午前9時～午後4時45分
休館日：毎週月曜日・12月28日～1月3日

●滝沢屋入館料（他の古民家は無料）

区分	大人	学生	小人
一般	200円	150円	50円
団体	150円	100円	40円

●屋正面

表間口11.8間、前面の広縁の外側は土庇式の「こまや」で、開口部に「しどみ」をそなえている。
観音開きの大戸は、大名や上級武士等の出入りに使用された。

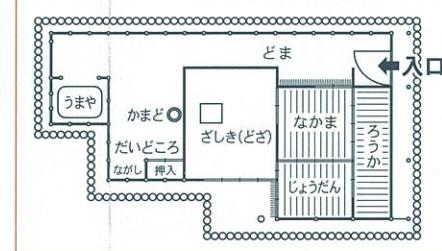


武田家は南北にのびる新町の道路西側に位置し、道路に平行に「上段」「中間」の上・下2座敷を並べ、その下手(北側)は土間となっている。「中間」の奥に広い「座敷」と「台所」の板の間が続き、土間は入口から裏口まで通じ裏口に近いところに軒がある。形は通り土間式の妻入家に対して「上段」部が鉤形に張り出した曲がり家である。

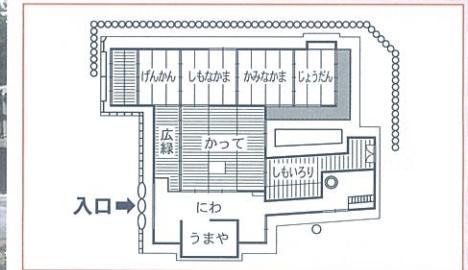
また「中間」と「上段」の前面に広縁がとられ、その外を土庇式の「小馬屋」とし、その間に、「蔀」を備えた古式の家構となっている。

この家は、宝暦8年(1758)の屋敷割絵図に「旅籠屋」であることが明記されており、また台所改造の際「宝暦九うノ六月吉日」と枠に墨書きがあるのが発見されて、建築年次も明確にされる貴重な遺構である。

武田家



庄内屋



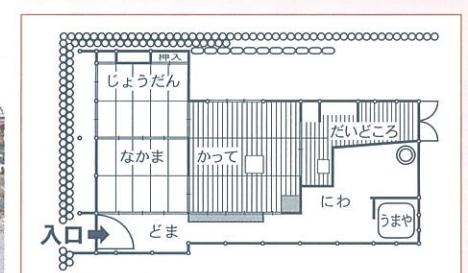
「庄内屋」は下町(本町)にある脇本陣で、準本陣級の格式を持ち、庄内藩主の常宿とされ、庄内侯の煙草盆や拝領品が今に残されているが、そのほかの藩侯の宿札も残されているので、広く利用されていたとみられる。

現在、本棟から曲折して道路側に張り出した曲り部がもとの玄関で、式台形式であったと思われる。ここから奥の方に「玄関の間」、「中間」2室、「上段」と一列に並び、この棟に対して直角方向に広い「勝手」と「庭」からなる本屋棟が続き、本屋裏側には土蔵と接続する斜行した廊下状の繋ぎがあり、ここには「下闈炉裏」が設けられている。

「庄内屋」には楢下に残された家屋の中では最も古い時期のもので、18世紀中期頃に建てられたものと推測されている。



大黒屋



大黒屋は楢下の下町にあって、元脇本陣滝沢屋の南隣に位置する由緒ある家柄である。

家屋は上・下各10畳の2室構成の「中間」を街道に対し平行に置いた横家形式と見られる形態と、その奥に18畳と広い「勝手」そしてその奥に「台所」を配した縦家形式とも見られる姿を呈し、南側(金山方向)に通り土間をとり、北側(上山方向)に座敷を配した形となっている。

大黒屋の間口は10.1m、奥行17.5mで茅葺寄棟の屋根形状もそのまま残り、戸障子や台所諸道具、諸施設、炉のまわり、間仕切り形状など各所に古い形が良く保存された良好な家構である。

建築年代は隣地の一部を借用した証文により文化5年(1808)と知られる。これは主屋を除き他所から解体した建物をそのまま客座敷として建てるための借地であり、この古材の年代も含めればその部分はさらに50年程遡るものと見られる。



眼鏡橋

楢下宿の中央を流れる金山川には、当時では珍しい西洋の土木技術を取り入れた石造りの眼鏡橋が二つ架けられた。

新橋は、明治13年8月竣工のアーチ式石橋。建造費は郡補助金と住民の立替金。完成後、利用者から橋銭を徴収し返済の一部に当てられた。

観橋は、上流の新橋が完成した2年後の明治15年、竣工したもので、費用は全額地区負担、石材は凝灰岩。

上山市指定文化財：新橋

橋下宿の沿革

- 慶長7年(1602) 橋下宿が設けられた。
久保田藩の佐竹侯が橋下宿を通る。
- 寛永12年(1635) 参勤交代制が確立
(西奥羽地方13藩が通行)
- 寛文元年(1661) 元屋敷・流町の百姓屋敷が洪水のため、
上町・横町に移る
- 宝暦7年(1757) 洪水のため、順次下町から新町に移る。
- 宝暦10年(1760) ほぼ現在の集落が形成される。
(戸数60戸前後)

【史跡】羽州街道 橋下宿・金山越

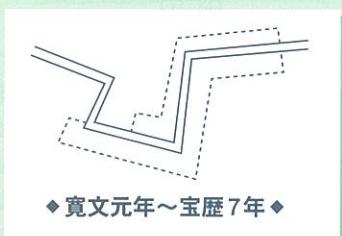


宿場町 橋下の集落構成

下町
上町
横町
新町



町の変遷



橋下周辺の歴史遺産

国指定文化財

- [建造物] 旧尾形家住宅(昭和44年12月18日指定)
[史跡] 羽州街道 橋下宿・金山越(平成9年9月11日指定)

県指定文化財

- [建造物] 旧丹野家住宅(平成7年12月8日指定)

市指定文化財

- [建造物] 橋下宿「庄内屋」(平成2年8月14日指定)
[建造物] 橋下宿「大黒屋」(平成7年5月26日指定)
[建造物] 橋下宿「山田屋」(平成7年10月24日指定)
[建造物] 橋下宿「武田家」(平成7年10月24日指定)

- [考古資料] 橋下原の文明五年板碑
橋下の永正五年板碑
橋下元屋敷の天文十八年板碑 } (昭和54年5月17日指定)
橋下墨書き板碑(昭和56年8月1日指定)

その他の指定等

- ・建設省 歴史国道「羽州街道 橋下宿」(平成7年6月20日選定)
・文化庁 歴史の道百選「羽州街道一金山峠越」(平成8年11月1日指定)
・アルカディア街道復興計画モデル地区 橋下地区(平成14年3月15日指定)

お問い合わせは

脇本陣滝沢屋

山形県上山市橋下字乗馬場1759-1
〒999-3225 ☎ 023(674)3125

上山市教育委員会 生涯学習課

山形県上山市河崎1-1-10
〒999-3192 ☎ 023(672)1111 内線311、312